

米国国勢調査の実施について

令和2年3月10日

北マリアナ諸島を対象とした米国国勢調査が3月2日から5月30日まで（追跡調査は6月30日まで）実施されます。同調査では、北マリアナ諸島の住民及び在住のすべての外国人も対象となります。国勢調査の調査員が、調査に必要な情報を収集するため戸別訪問を行います。質問事項は下記のとおりで所要時間は45分程度です。なお、北マリアナ諸島ではオンラインでの調査は行っていません。

- 2020年4月1日時点で北マリアナ諸島に居住している者の人数
- 代表者の電話番号
- 名前, 性別, 年齢, 誕生日, 人種
- ヒスパニック系・ラテン系・スペイン系の別
- 世帯主との関係性
- 学歴・収入・勤務先の情報
- 祖先について
- 使用している言語
- 健康保険について
- 障害の有無
- 婚姻状況

日本語での対応を希望される場合には、その旨調査員に申し出てください。調査は、連邦政府の支援が教育、医療、公共安全等にどのように活用されるのかに大きくかかわります。北マリアナ諸島への公的支援をより一層拡充し、生活に直結する環境やインフラ整備にも資することになるため、是非皆様の御協力をお願いします。

なお、調査員が社会保障番号、銀行口座に関する質問や、金銭を要求することは決してありません。また個人情報には連邦法により適切に保護されます。

御不明な点や質問等があれば、調査局（682-2020）まで御連絡願います。